

## 「日向市立地適正化計画（素案）」へのパブリックコメントに関する市の考え方について（案）

NO	意見内容	市の考え方
1	<p>第2章 まちづくりの方針と誘導方針・区域設定</p> <p>3. 都市機能誘導・居住推進に係る区域</p> <p>(4) スポーツレクリエーション拠点（災害避難拠点）における都市機能誘導区域の設定（P99）</p> <p>・小倉ヶ浜総合公園を拠点としたほうが良いのではないか。</p>	<p>現在策定中の「日向市立地適正化計画」では、国が公表している「立地適正化計画策定指針」に基づき、市街化区域内を居住推進区域に設定した上で、居住推進区域内を都市機能誘導区域に設定しております。</p> <p>このため、本計画においては、市街化調整区域内に位置している小倉ヶ浜総合公園について、都市機能誘導区域に設定しておりません。</p> <p>しかし、上位計画である都市計画マスタープランにおいては「小倉ヶ浜総合公園の機能強化を図り、スポーツレクリエーション拠点として活用します」と記載しており、当該施設の活用・充実を図っていくこととしております。</p>
2	<p>第3章 誘導施策の検討</p> <p>3. 防災指針の検討</p> <p>(3) 地震・津波対策（P116～）</p> <p>・津波避難タワーが建設されたあとで福祉施設が建築され、避難者の数が増える場合、施設の3階等に避難場所を確保することの義務付けはできないか。</p>	<p>避難タワー等については、近隣の定住人口に加え、施設や店舗の利用者等まで含めた避難者数を想定し、面積の設計を行っております。</p> <p>福祉施設等への津波避難所機能の義務化につきましては、根拠とする法令等がありません。</p> <p>本計画の防災指針において、新たな避難ビル指定などの津波防災対策を推進していくこととしておりますので、他の防災関連計画とも連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。</p>
3	<p>第3章 誘導施策の検討</p> <p>3. 防災指針の検討</p> <p>(3) 地震・津波対策（P116～）</p> <p>・先日、国が「液状化危険度マップ」に関する素案を取りまとめたとの報道があったが、液状化対策について防災指針に位置付けてみてはどうか。</p>	<p>液状化危険度マップにつきましては、2月8日に国が策定手法の素案を公表しており、今後、有識者等の意見を踏まえて、基準として示される予定となっております。</p> <p>基準が示された後は、県と連携を図りながら必要な調査を実施し、具体策の検討を進め、今後の計画の見直しの中で、必要な取組を位置付けてまいりたいと考えております。</p>
4	<p>第2章 まちづくりの方針と誘導方針・区域設定</p> <p>1. 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）の検討（1）都市構造の考え方（P73）</p> <p>・基本的な方針の柱として「安全性」があり、浸水区域内の防災対策の強化という視点がありますが、日向市の浸水区域外のほとんどが調整区域となっております。防災対策の一環として、浸水の影響を前提とする現対策だけでなく、浸水の影響を受けない地域への誘導という視点も重要ではないかと考えます。特に応急復旧する際に初動対応が必要な消防署などはもちろん、道路の啓開活動に不可欠な建設業者の拠点などの誘導も重要だと考えます。現市長の公約の一つにも資する方向だと認識していますが、いかがでしょうか？</p>	<p>現在策定中の「日向市立地適正化計画」では、国が公表している「立地適正化計画策定指針」に基づき、市街化区域内において、居宅等を誘導していく居住推進区域を定めております。</p> <p>このため、市街化区域の76%が津波浸水想定区域となる本市においては、市街化区域内の防災対策の更なる推進を図っていくことを防災指針に位置づけております。</p> <p>一方で、市街化調整区域まで含めた総合的な防災対策や人口減少・高齢社会の更なる進展を迎え、地域の生活拠点の維持も重要な課題であると認識しております。</p> <p>本市の市街化調整区域においては、「土砂災害警戒区域」が多く指定されている状況にありますので、災害リスクを考慮しながら、周辺環境や地域の特性に応じた土地利用の推進について、都市計画法や建築基準法など、法令に基づく土地利用規制を遵守しつつ、関係機関との協議や検討を進めてまいりたいと考えております。</p>